



後期高齢者医療保険からのお知らせ

保険料率・賦課限度額が変わります。

法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます。

(現行) 令和2・3年度		➔	(改正後) 令和4・5年度	
・均等割額	48,100円		・均等割額	50,500円
・所得割率	9.41%	・所得割率	9.93%	
・一人当たり上限	64万円	・一人当たり上限	66万円	

後期高齢者医療制度は、みなさんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

問合せ＝保険年金課 医療係 (内線327・328)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 確認書の提出期限のお知らせ

支給対象と思われる世帯に対して令和4年1月下旬に送付しました臨時特別給付金支給要件確認書について、**4月25日(月)**が提出期限となっています。

対象となる人で、まだ提出されていない人は、忘れずにお手続きをお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対する給付金の申請期限については、9月30日(金)です。引き続き申請が可能ですので、下記までご相談ください。

問合せ＝生活支援課 臨時特別給付金担当 (市役所4階401会議室・☎53-1165(直通) 平日9時から17時まで)

※新庁舎への移転後につきましては、市役所1階の生活支援課窓口での受付となります。

防火・防災教育を実施しよう

消防法では、一定規模以上の防火対象物に防火管理者の選任、消防計画の作成が義務付けられています。災害が発生した場合は、その消防計画に基づき、初期消火、避難誘導、119番通報などを実施しなくてはなりません。

令和4年度のスタートにあたり、新入社員、人事異動等、事業所の顔ぶれも大きく変わるため、自衛消防活動の能力が低下する恐れがあるのではないのでしょうか。今一度、安心安全な職場は自分たちで作るという団結力を高め、自衛消防組織の見直し、新入社員への防火・防災教育を実施してください。

防火・防災教育についてご不明な点がございましたら、大和郡山消防署予防課までご連絡ください。

問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課 (☎59-1289)

消防団に入団しませんか？

地域の安心安全を守る、地域の縁の下の力持ちである消防団にあなたも入団しませんか？消防団は「目指せ！信頼され誇れる『消防団員』に！」を標語に掲げ、火災・水害などから地域住民を守る市民ボランティアです。

東日本大震災以降、消防団の役割が改めて見直され、地域防災力を束ねる存在となっています。

大和郡山市内在住・在勤・通学されている18歳以上で、健康で地域を支えようという意欲を持った人であれば、男女を問わず入団できます。学生の人へは「学生消防団員認証制度」により活動の支援を行っております。みなさんご自身で大和郡山を守る活動に参加してみませんか？入団を心よりお待ちしております。

詳細・問合せ＝市民安全課 防災統轄係 (☎52-4117)